

○厚生労働省令第十八号

薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第三条及び第十一条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月一日

厚生労働大臣 根本 匠

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。
様式第一を次のように改める。





薬 剤 師 免 許 申 請 書

- 1 年 月施行第 回薬剤師国家試験合格
(受験地) 合格証書番号第 号
- 2 成年被後見人又は被保佐人ではありません。
- 3 罰金以上の刑に処せられたことはありません。(あるときは、その罪、刑及び刑の確定年月日)
- 4 薬事に関し犯罪又は不正の行為を行つたことはありません。(あるときは、違反の事実及び年月日)
- 5 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓)
有・無

上記により、薬剤師免許を申請します。

年 月 日

本 籍 (国籍)

住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ (男・女)

年 月 日生

電 話 ()

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 領収証書は、裏面に貼ること。
- 5 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第三を次のように改める。



様式第三（第四条関係）

薬剤師免許証

本籍地都道府県名（国籍）

氏名

年 月 日生

薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）により免許された薬剤師であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣



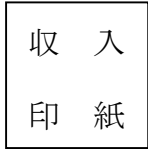
薬剤師名簿登録番号

薬剤師名簿登録年月日

備考 免許の申請時等に旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

様式第四を次のように改める。





薬 剤 師 免 許 証 書 換 交 付 申 請 書

- 1 登録の年月日
- 2 薬剤師名簿登録番号
- 3 書換交付申請の理由
- 4 旧姓併記の有無。（有の場合は希望する旧姓）
有・無

上記により、薬剤師免許証の書換交付を申請します。

年 月 日

本 籍（国籍）

住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ（男・女）

年 月

日生

電 話（ ）

厚生労働大臣 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。